

令和4年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条に基づき、令和4年度における内部公益通報制度及び外部公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 内部公益通報について

(1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口として公益監察員を置き、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施し、報告を受けるもの。

(2) 令和4年度における内部公益通報の件数（調査中のものを除く）

5件（参考：令和3年度 0件）

(3) 内部公益通報の概要等

① 1件目

総務局が通報者に対し安全配慮義務違反等の違法行為を行った等の通報があったが、安全配慮義務違反と評価できる事実を認定することはできないなど、内部通報対象事実に該当するものとは認められないと結論付けられた。

② 2件目

総務局が事実と異なる内容を公表し通報者の名誉を毀損した等の通報があったが、当時の公表内容が事実と反しているなど、内部通報対象事実に該当するものとは認められないと結論付けられた。

③ 3件目

総務局が通報者の産業医面接指導の希望に対し、その実施を遅滞させたことは労働安全衛生法違反であるとの通報があったが、面接希望後の対応状況からは遅滞とまでは評価できないとして、内部通報対象事実に該当するものとは認められないと結論付けられた。

④ 4 件目

総務局が産業医の面接指導において、労働安全衛生法及び同規則に違反する聴取等を行ったとの通報があったが、同面接指導では必要な聴取・助言がなされ法令違反と評価できる事実を認定することはできないなど、内部通報対象事実に該当するものとは認められないと結論付けられた。

⑤ 5 件目

総務局が通報者からのメールによる質問に回答しないことはパワハラ又は職務懈怠に該当するとの通報があったが、対応状況からはパワハラ又は職務懈怠とまでは評価できないとして、内部通報対象事実に該当するものとは認められないと結論付けられた。

2 外部公益通報について

(1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者等（市職員等以外）の労務提供先において、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定により、処分又は勧告等をする権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

(2) 令和4年度における外部公益通報の件数

0 件 （参考：令和3年度 0 件）

以上